

**「定住者」（「永住者」、「定住者」又は「特別永住者」の方の扶養を受ける、
6才未満の養子）に係る提出書類一覧
（在留資格変更許可申請用）**

No.	提出書類	チェック ボックス
1	在留資格変更許可申請書	☐
2	写真（縦4cm×横3cm）	☐
3	扶養者の直近1年分の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）	☐
4	申請人の養子縁組届出受理証明書	☐
5	申請人の住民票（世帯全員の記載があるもの）	☐
6	職業・収入を証明するもの （1）扶養者が会社に勤務している場合 扶養者の在職証明書 （2）扶養者が自営業等の場合 a 扶養者の確定申告書の控えの写し b 扶養者の営業許可書の写し（ある場合） （3）扶養者が無職である場合が無職である場合 預貯金通帳の写し ※Web通帳の画面の写し等（取引履歴が分かるもの）であっても差し支えありません。	☐
7	身元保証書 ※ 身元保証人には、通常、申請人の扶養者の方になっていただきます。	☐
8	理由書（扶養を受けなければならないことを説明したもの、適宜の様式）	☐
9	養子縁組に係る家庭裁判所の許可書謄本 ※ 日本において養子縁組を成立させた場合のみ提出して下さい。	
10	申請人と養子縁組が成立していることを証明する本国（外国）の機関から発行された証明書	☐
11	申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書	☐

※申請時にパスポート及び在留カードの提示が必要となります。